

平成19年12月 第96回

大野・勝山地区広域行政事務組合議会 定例会 会議録（第1日）

平成19年12月21日（金）

午前10時 開議

1. 議 事 日 程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第12号から議案第18号まで、認定第1号（8件）
（提案理由の説明）

2. 出 席 議 員（11名）

1番	倉田源右エ門 君	2番	松村治門 君
3番	北川晶子 君	4番	北山謙治 君
5番	廣田与三次郎 君	6番	藤堂勝義 君
7番	川端義秀 君	8番	宮澤秀樹 君
9番	高岡和行 君	10番	松井治男 君
11番	畑中章男 君		

3. 説明のため出席した者

管理者	山岸 正裕 君	副管理者	岡田 高大 君
参事	松山 保雄 君	参事	石倉 善一 君

愛護センター 所長	山 範男 君	会計管理者	松本 孝治 君
秘書政策局長	山本 一郎 君	市長公室長	高木 和昭 君
事務局長	山田 誠一 君	事務局次長	北島 一巳 君

4. 書 記

書記長	鳥山 昌久	書記長補佐	荻安 和幸
書 記	山岸 善太郎		

5. 議事

(午前10時07分 開会)

○ 議長 (畑中章男君)

皆さん、おはようございます。

これより、平成19年12月第96回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に、お配りしたとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

勝山市議会議員の任期が8月31日に満了となり、9月3日、勝山市議会において新たに倉田源右エ門議員、松村治門議員、北川晶子議員、北山謙治議員、廣田与三次郎議員が大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員として選出されましたので、ただいまからご紹介申し上げます。

倉田源右エ門君、ご起立願います。

(倉田源右エ門君 起立 礼 着席)

○ 議長 (畑中章男君)

松村治門君、ご起立願います。

(松村治門君 起立 礼 着席)

○ 議長 (畑中章男君)

北川晶子君、ご起立願います。

(北川晶子君 起立 礼 着席)

○ 議長 (畑中章男君)

北山謙治君、ご起立願います。

(北山謙治君 起立 礼 着席)

○ 議長 (畑中章男君)

廣田与三次郎君、ご起立願います。

(廣田与三次郎君 起立 礼 着席)

○ 議長 (畑中章男君)

以上で、ご紹介を終わります。

この際、議事の進行上、新しく当組合議会議員となられた5名の諸君の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、議会運営委員として、松村治門君、北山謙治君の2名が就任され、先刻開かれた議会運営委員会において、互選の結果、委員長に松村治門君が選任された旨、申し出がありましたので、あわせて報告いたしておきます。

次に、管理者から報告第1号「継続費の精算報告について」が提出されております。

お手元に配付しておきましたので、ご覧願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

このたび、新たに当組合議会議員となられた5名の諸君の議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、

1番 倉田源右エ門君、

2番 松村治門君、

3番 北川晶子君、

4番 北山謙治君、

5番 廣田与三次郎君、

をそれぞれ指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第73条の規定により、議長において

1番 倉田源右エ門君、

7番 川端義秀君

の両名を指名いたします。

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、先刻、議会運営委員会において協議の結果、本日から25日までの5日間とすることで意見の一致を見ておりますので、そのようにいたしたいと

思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(畑中章男君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から25日までの5日間と決定いたしました。

現在、副議長が欠員となっております。

これより、日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(畑中章男君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

それでは、議長において指名することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(畑中章男君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大野・勝山地区広域行政事務組合議会副議長に北川晶子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました北川晶子君を大野・勝山地区広域行政事務組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(畑中章男君)

ご異議なしと認めます。

よって、北川晶子君が、大野・勝山地区広域行政事務組合議会副議長に当選されました。

ただいま、大野・勝山地区広域行政事務組合議会副議長に当選されました北川晶子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

ここで、副議長に当選されました北川晶子君よりあいさつを受けます。

北川君。

(副議長 北川晶子君 登壇)

○ 副議長(北川晶子君)

おはようございます。

ただいま、副議長に選任をされました北川晶子でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、議員各位のご推挙により、大野・勝山地区広域行政事務組合議会副議長という要職に選ばれましたことは、浅学非才の私にとりまして、まことに身に余る光栄でございます。心から厚くお礼を申し上げます。

副議長の職務を務めるに当たり、その責任の重大さを痛感いたしております。

畑中議長を補佐し、公正な立場で議会の運営に誠心誠意努める所存でございますので、議員の皆様並びに理事者各位におかれましては、何とぞご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のあいさつに変えさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長(畑中章男君)

次に、日程第5、

議案第12号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)

議案第13号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第14号 大野・勝山地区広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 福井県市町総合事務組合同規約の変更および財産処分について
- 議案第16号 大野・勝山地区広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第17号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第18号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分の承認を求めることについて
- 認定第1号 平成18年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山岸君。

（管理者 山岸正裕君 登壇）

○ 管理者（山岸正裕君）

おはようございます。

第96回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会の開催に当たりまして、最近の諸情勢や主要な事業の取り組み状況について申し述べますとともに、提案いたしました各議案のご説明を申し上げます。

まず初めに、去る8月に行われました勝山市議会議員の選挙の結果、新たに組合議員と

して廣田与三次郎議員、北山謙治議員、北川晶子議員、松村治門議員、倉田源右エ門議員が選出されたところでございます。

ご就任の議員におかれましては、当圏域発展のため今後なお一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

また、今ほどの副議長選挙におきまして、北川晶子議員が当選されました。心からお祝いを申し上げますとともに、当議会の円滑な運営にご尽力をいただきますようご期待を申し上げます次第でございます。

さて、国におきましては、参議院議員選挙の結果、いわゆる「ねじれ国会」による不安定な国政運営となっております。経済分野におきましては、米国のサブプライム住宅ローン問題の影響や投機資金の流入による原油価格の高騰が懸念されているところであります。

また、老舗食品企業の偽装表示が相次いで明るみとなり、食品製造事業者の企業倫理やコンプライアンスが改めて問われております。

次に、当圏域における最大の懸案事項であります中部縦貫自動車道整備につきましては、11月に公表された国土交通省の中期計画素案の中で、大野油坂道路が真に必要な道路として位置づけされました。

当広域行政事務組合も毎年、国に対する中部縦貫自動車道整備促進の要望活動を行っており、本年7月30日には、国土交通省近畿地方整備局長並びに福井河川国道事務所長に対し陳情をいたしました。

今後も、官民一体となって、国をはじめとする関係機関や団体に積極的な働きかけを行い、整備計画の着実な前進につなげていく必要があると考えております。

続きまして、当広域行政事務組合の主な事業等の取り組み状況についてご報告申し上げます。

最初に、一般廃棄物処理施設管理運営事業

について申し上げます。

まず、最終処分場問題の対応状況をご説明いたします。

去る10月1日に最終処分場の管理につきまして、福井県より平成18年7月の漏水事故に対する報告の遅れ及び放流水の排水自主基準超過の2点が廃棄物処理法に違反していることから、これら不適正処理事項の改善の勧告を文書で受けました。また、埋立地内に本年7月より保有水を貯留する不適正な事態を継続させ、地元の方はもとより市民に不安を与えるところとなりました。このような事態に対し、まことに申しわけなく大変遺憾に思っております。

このため、これらの問題を一つ一つ解決し、最終処分場の適正化を図るべく広域事務組合として全力で対応してまいりました。まず、県の改善勧告に対しましては、事故対応マニュアルを作成するとともに、職員には改めてコンプライアンスの徹底を厳しく指導したところでございます。

水処理施設につきましては、勧告を受け、直ちに放流を停止し、施工メーカーの協力を得て原因究明と改善を行った結果、自主基準値をクリアすることができ、この12月6日に放流を再開したところであります。

次に、保有水貯留対策といたしましては、タンクローリーによる運搬及び下水処理場での水処理を行い、埋立地の機能回復を図ったところであります。

また、地元住民の方々から、不適正事態の発生した施設を不安視する厳しいご意見があり、広域事務組合としても今後の適正管理の観点から、最終処分場を構成する各施設の設計・施工さらには維持管理までを総点検するため、学識経験者や住民有識者などを委員とする「エコバレー適正化検討委員会」を11月1日に設置し、第三者機関として技術的客観

的な検証を要請いたしました。

委員会におきましては、短期間に集中して精力的な審議を重ね、12月13日には報告書の提出をいただきました。この中で平成18年の浸出水漏水事故は埋立地外では浸出水導水管として不適切な管材を使用したことに原因があるが、事故後の補修工事によりおおむね問題がない状況であること、また、保有水貯留は雨水排水計画が不適切であったことなどに原因があるが、雨水排水対策として設置した小段堰は有効に機能していると判断されました。

委員会の総括としては、エコバレーの安全性及び信頼性の回復を現時点で認めるとされましたが、今後の再発を防ぎ、適正に維持管理していくため、保有水貯留の回避や浸出水の安全送水などに関する視点、管理体制の再構築について多くの提言があり、検討することを求められています。

広域事務組合としては、この報告書を真摯に受けとめ、今後の施設の適正管理に十分生かし、周辺環境に負荷をかけない最終処分場の運営に努めてまいる所存であります。

また、地元地区からは、委員会報告書の趣旨をご理解の上、報告書に沿った今後の計画的な維持管理を条件に、埋立再開の同意をいただくことができ、この12月18日に再開に着手しております。

次に、ごみ処理施設につきましては、平成18年7月に正式稼働を開始し、順調に運転を行っております。本年も3月から10月にかけて、ガス化溶融施設で228日の連続運転を達成いたしました。ガス化溶融施設では、100日程度の連続運転記録が通常と言われていることから、安定的な稼働となっております。

この記録は、施工メーカーだけでなく、運転委託業者の適切な管理によるものと考えております。

しかしながら一方では、不適切な廃棄物混入等による各機器部品の破損や消耗等も進んでおり、取替修繕等の経費もかかり始めております。物価の上昇による燃料費や薬品費の増加も見込まれ、今後は各設備機器の経費的な面を考慮した管理計画、燃料や薬品などの経費を軽減するような運転管理を目標として、施設運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護認定審査会運営事業について申し上げます。

介護保険制度は、介護ニーズに対応しながらさまざまな改正、改善がなされており、平成18年度には予防重視型のシステムへと転換する大幅な制度改正がありました。

当大野・勝山地区介護認定審査会では、保健・医療・福祉に関する学識経験者20人の委員により、公平かつ公正な審査判定を実施いたしており、平成19年度は、11月末現在で延べ2,500人余りの審査判定を行っております。

ちなみに、国の総務省統計局では、去る9月に総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が過去最高の21.5%に達したと発表しましたが、奥越管内におきましては、12月当初の高齢者の割合が27.9%と国を上回る状況にあります。

このような高齢者人口のすう勢の中、高齢者に占める要介護者の割合も増加が見込まれており、介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、審査判定に努めてまいります。

次に、障害者介護給付市町村審査会運営事業について申し上げます。

平成18年度の障害者自立支援法の施行により、すべての障害者福祉制度が一元化されましたことを受け、平成18年8月に大野・勝山地区障害者介護給付市町村審査会を当組合において設置し、障害程度区分の二次判定に関する業務を開始し、これまでに11月末現在で

130人の審査判定を行っております。

今後とも、障害者福祉計画に基づき申請される障害者の方々について、心身の状況に応じたサービスの給付が受けられるよう、適正かつ円滑な審査判定に努めてまいります。

次に、青少年健全育成事業について申し上げます。

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、次代を担う青少年の健全育成は社会全体で取り組むべきものと考えております。

このため、国をはじめ地方公共団体や関係団体等が相互に協力し、地域が一体となって青少年の非行防止のための取り組みを進める必要があります。

当奥越青少年愛護センターでは、170人の補導委員を中心に、地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」を推進し、青少年の喫煙や深夜徘徊などの早期発見、非行防止に努めており、今年度上半期では、街頭補導の回数が延べ1,000回余り、声掛け等による補導数が400人余りとなっております。このほか、青少年補導員による支援青少年との対話や電話による相談活動なども実施しております。

今後とも地域や関係機関等と連携をとりながら、青少年の健全育成と非行防止のための各種の取り組みを積極的に進めてまいります。

また、5年ごとの児童・生徒意識調査をこの10月に奥越管内の小・中・高校生3,000人を対象に実施いたしました。

今回の調査から、家族との会話や食事を一緒にすることが、いじめや悩みなどを家族に相談できる契機となっており、家族とのコミュニケーションが非常に重要であるとの結果が得られました。

また、インターネットに関しては、中学生や高校生の女子が「ブログ、プロフ」に対して高い関心を示しており、有害情報や有害サ

イトによる被害を未然に防ぐためのフィルタリングシステムの必要性も見えてきております。

この調査結果につきましては、早急に各関係機関に配付をし、教育活動、非行対策など青少年指導を進める上で活用いただきたいと考えております。

次に、観光推進事業について申し上げます。

当組合では、広域観光振興団体と連携をし、観光事業を推進しているほか、近隣地域との観光交流事業を展開いたしております。

まず、環白山広域観光推進協議会では、当組合が「恐竜街道カシャットサウルス事業」を担当し、夏休み期間中、福井県立恐竜博物館や本願清水いとよの里をはじめ、白山を取り巻く4市1村の15カ所を拠点にキャンペーン事業を展開いたしました。

この事業には、22都府県からの観光客より500通余りの応募があり、9月に恐竜博物館において抽せん会を行ったところであります。

また、郡上市との交流事業では、なれずし、漬け物等の味自慢大会を毎年開催しておりますが、今年度は明年1月18日に奥越地域地場産業振興センターにおいて開催することとし、参加者を募集しているところであります。

このほかにも、当組合が事務局を持つ九頭竜テラル高原推進協議会では、現在、圏域内の各スキー場共通リフト券「プレミアムパスポート」のプレゼントキャンペーンを展開しており、各種メディアを活用して県内外からのスキー誘客の拡大に努めているところであります。

また、これらの個別事業のほか、当圏域の総合的・一体的な推進を図る観点から、去る9月25日に福井県知事に対し、主要幹線道路の整備促進や奥越養護学校の早期開設等についての4項目の要望活動を行いました。

今後とも、圏域住民の積極的な参加のもと

に、圏域の活発な交流と連携を進め、総合的な振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、この定例会に提出の各議案等の概要についてご説明を申し上げます。

まず、予算議案につきましては、一般会計予算4,819万3,000円及びふるさと市町村圏振興事業特別会計予算126万円の補正予算を提出いたしております。

また、専決処分の承認を求める議案といたしまして、職員の人事異動に伴い、5月17日に給与条例の一部改正を行ったものと、最終処分場の問題に絡み、10月4日に464万4,000円、10月25日に548万1,000円の一般会計の追加補正を行ったものを合わせて3件となっております。

その他、人事院給与勧告の実施に伴う給与条例の一部改正及び福井県市町総合事務組合規約の一部変更と財産処分の同意を求めるもの、並びに平成18年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定議案を提出いたしております。

これらの議案につきましては、後ほど、事務局長からその詳細を説明させますので、よろしくご審議の上、妥当なご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（畑中章男君）

事務局長、山田君。

（事務局長 山田誠一君 登壇）

○ 事務局長（山田誠一君）

それでは、議案第12号から議案第18号まで、並びに認定第1号の8件につきまして、説明を申し上げます。

まず、

議案第12号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

についてであります。今回の補正の主な内容は、職員の人事異動等に伴う給与費の補正並びに平成18年度の決算に伴い、繰越金等を大野・勝山両市へ返還するため補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,819万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,404万4,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にて説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

1款分担金及び負担金24万6,000円の減額は、職員の人事異動等により負担金を減額調整するものであります。

5款繰入金126万円は、ふるさと市町村圏振興事業特別会計からの繰入金であります。

6款繰越金4,717万9,000円は、平成18年度の決算に伴う繰越金であります。

次に、2ページの歳出であります。2款総務費4,172万2,000円の増額は、平成18年度の決算に伴う大野・勝山両市への返還金4,843万9,000円の増額と人事異動に伴う職員給与費の減額によるものであります。

4款衛生費647万1,000円の増額は、人事異動に伴う職員給与費の増、ごみ処理施設管理運営経費の減、最終処分場管理運営経費の増によるものであります。

次に、

議案第13号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)

についてご説明いたします。

本特別会計の補正も平成18年度の決算に伴い補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ723万3,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

1ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

3款繰越金126万円は、前年度繰越金であります。

2ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費126万円は、一般会計への繰出金であります。

次に、

議案第14号 大野・勝山地区広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正についてご説明いたします。

平成19年8月に、人事院の給与勧告が出されたことに伴い、国に準じて一般職の職員の給与を改正するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

第9条及び第10条では、扶養手当に関する改正で、少子化対策の推進に配慮し、国に準じまして配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を500円引き上げるものであります。

第24条は、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数を0.025引き上げ、年間を0.05月引き上げるものであります。

また、別表第1の改正は、給料月額を初任給を中心に若年層に限定して引き上げるもので、別紙給料表のうち、1級から3級を改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、給

料表等扶養手当の改正については、平成19年4月から適用いたします。

また、附則第3項では、平成19年12月に支給する勤勉手当に限り、第24条第2項の100分の75を100分の77.5と読みかえる特例措置について規定をいたしております。

次に、

議案第15号 福井県市町総合事務組規約の変更及び財産処分について
ご説明いたします。

今回の規約の変更と財産処分の内容ですが、平成20年3月31日をもって、丹生衛生管理組合を福井県市町総合事務組合から脱退させること及び一部事務組合等が退職手当支給事務から脱退する場合における負担金の精算について、福井県市町総合事務組合の規約を別紙のとおり変更する必要が生じたこと、並びに丹生衛生管理組合の脱退に伴い、福井県市町総合事務組合の財産処分について協議をするため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、

議案第16号 大野・勝山地区広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認を求めることについて
ご説明をいたします。

給与条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、5月17日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容ですが、平成19年5月に県職員の人事異動により、当組合に派遣された職員について、職務・職責に応じた格付を行うため、給料表の6級108号の次に109号から120号を追加するものであります。

次に、

議案第17号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分の承認を求めることについて
ご説明いたします。

今回の補正は、最終処分場に降った雨水の排水対策について、緊急に水処理を行い、施設の機能を回復させるため、地方自治法第179条第1項の規定により、10月4日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、2枚おめくりをください。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ464万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,037万円といたしております。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」にて説明申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

7 款諸収入464万4,000円は、再資源化物売却代金の増によるものであります。

2 ページをお開きください。

歳出ですが、4 款衛生費464万4,000円の増額は、最終処分場の管理運営経費として埋立地内にたまった雨水の運搬費、水質検査委託料等が主なものでございます。

次に、

議案第18号 平成19年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分の承認を求めることについて
ご説明いたします。

今回の補正は、最終処分場の一連の不適正

事態に関し、「エコバレー適正化検討委員会」を設置し、エコバレーを構成する各施設の計画・設計から施工及び維持管理について総点検を行い、今後のエコバレーの適正かつ円滑な運営を確立するため、地方自治法第179条第1項の規定により、10月25日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めます。

それでは、2枚おめくりください。歳入歳出予算の補正ですが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億4,585万1,000円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にて説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

7款諸収入548万1,000円は、再資源化物売却代金の増によるものであります。

2ページをお開きください。

歳出ですが、4款衛生費548万1,000円の増額は、最終処分場の管理運営経費として「エコバレー適正化検討委員会」の委員報酬及びコンサルタントへの調査委託料等でございます。

次に、

認定第1号 平成18年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度大野・勝山地区広域行政事務組合議会一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計の歳入歳出決算を別添監査委員の意

見を付して、議会の認定に付するものでございます。

なお、主要な施策の成果に関する説明書も添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、決算書の内容については、別途説明の機会を与えられておりますので、ここでは平成18年度大野・勝山地区広域行政事務組合歳入歳出決算書の総括表で説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページをお開きください。

一般会計ですが、予算現額は16億5,788万2,000円、歳入決算額は16億7,703万8,658円、歳出決算額は16億2,985万9,315円で、差引残額は4,717万9,343円となりました。

次に、ふるさと市町村圏振興事業特別会計ですが、予算現額は775万4,000円、歳入決算額は818万5,167円、歳出決算額は692万4,672円で差引残額は126万495円となっております。

両会計とも形式収支並びに実質収支は黒字となっております。

以上で、議案第12号から議案第18号まで、並びに認定第1号についてご説明いたしました。

○ 議長（畑中章男君）

以上で、本日の日程が全部終了いたしました。

議案に対する質疑並びに一般質問は25日に行います。

質問通告は、本日午後5時までにお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前10時48分 散会）